

○神戸市水道局契約規程

昭和39年4月1日

水規程第9号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 契約の締結

第1節 通則（第3条—第21条の3）

第2節 特定調達契約（第21条の4—第21条の16）

第3章 契約の履行

第1節 通則（第22条—第33条）

第2節 工事の請負（第34条—第40条）

第3節 物件の売却（第41条—第41条の5）

第4章 監督及び検査

第1節 監督（第42条・第43条）

第2節 検査（第44条—第50条）

第5章 補則（第51条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、神戸市水道局（以下「局」という。）の締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し必要な事項を定めるものとする。

（運用の基準）

第2条 この規程の運用に当たっては、信義誠実の原則に従うとともに、契約事務が公正的確に処理され、かつ、予算が効率的に執行されるよう努めなければならない。

第2章 契約の締結

第1節 通則

（競争入札等に参加させない者）

第3条 一般競争入札、指名競争入札及びせり売り（以下「競争入札等」という。）

には、特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者を参加させることができない。

2 競争入札等に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき（不動産の売却に係る一般競争入札にあつては、本市における不動産の売却に係る契約手続において次の各号のいずれかに該当すると認められるとき）は、その者について、3年以内の期間を定めて競争入札等に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、又同様とする。

（1） 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2） 競争入札等において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3） 契約の相手方が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。

（4） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職務の執行を妨げたとき。

（5） 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

（6） この項（この号を除く。）の規定により競争入札等に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（競争入札等に参加する資格）

第4条 競争入札等（せり売りを除く。）に参加しようとする者は、次に掲げる資格を備えていなければならない。ただし、不動産その他の物件を売却するときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

（1） 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）及び地方税について未納の税額がないこと。

（2） 前号に掲げるもののほか、水道事業管理者（以下「管理者」という。）

が定める資格

- 2 管理者が、前項第2号の規定により資格を定めたときは、これを公告しなければならない。

(一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の認定等)

第5条 一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者は、前条第1項ただし書に該当するときを除き、管理者が定めるところにより、一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定に関する申請書を管理者に提出して、その認定を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の認定をしたときは、当該申請者に対し、書面により通知を行うものとする。
- 3 管理者は、第1項の認定を受けた者が営業の全部又は一部に関する権利義務を承継し、かつ、その承継を受けた者（以下「承継人」という。）がその営業に現に従事しているときは、その承継人からの申請により同項の認定の承継を認めることができる。
- 4 管理者は、第1項の認定を受けた者が同項の資格を有しなくなったとき又は不正の手段により同項の認定を受けたときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 5 管理者は、前項の規定により第1項の認定を取り消そうとするときは、当該取消しの名あて人となるべき者について、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、管理者が特にその機会を与える必要がないと認めるときは、この限りでない。

(一般競争入札等の公告)

第6条 管理者は、一般競争入札又はせり売りにより契約を締結しようとする場合は、期日前10日（急施を要する場合は、5日）までに次に掲げる事項を公告する。

- (1) 入札等に付する事項
- (2) 入札等に参加する者に必要な資格
- (3) 入札等に必要な書類を示す場所
- (4) 入札及び開札並びにせり売りの日時及び場所

- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(指名競争入札の指名及び通知)

第7条 管理者は、指名競争入札に付するときは、第3条及び第4条に基づき資格を有する者のうちから、管理者が定める指名基準によりなるべく5人以上の者を指名するものとする。

- 2 前項の規定により指名したときは、管理者は、第6条各号に掲げる事項を指名した相手方になるべく入札期日前7日までに通知するものとする。

(競争入札等執行の取消し等)

第8条 管理者が必要と認めるときは、競争入札等の執行を取消し、又は延期するものとする。この場合において入札者等が損害を受けることがあっても、局はその賠償の責を負わない。

(予定価格等の決定)

第9条 予定価格は、その契約について取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設ける場合は、予定価格の3分の2を下らない範囲でその都度定めるものとする。

(入札書に記載する金額)

第10条 入札書のコ額は、総計金額を記載しなければならない。ただし、単価をもって記載すべきことを示したものは、この限りでない。

- 2 せり売りの場合は、前項の規定を準用する。

(入札保証金の納付)

第11条 競争入札等に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上（予定価格を公表して行う入札にあっては、予定価格又は入札金額の100分の5以上）の額とする。ただし、単価による入札の場合にあっては、その都度、管理者が定める額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物品売却システム（電子情報処理組織を使用する

方法を用いて入札による物品の売払いを行う場合における当該電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を利用して入札に参加しようとする者に納付させる入札保証金の額は、予定価格の100分の5以上の額とする。

- 3 再度の入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(入札保証金の納付に代わる担保の提供)

第11条の2 地方自治法施行令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は当該各号に掲げる担保に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 神戸市債券 額面金額

(2) 国債証券 額面金額(証券に表示せられた売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格)

(3) 前2号に掲げるもののほか管理者が認める証券 額面金額(証券に表示せられた売出価格が額面金額以下であるときは、その売出価格)の10分の8以下で管理者が定める額

(4) 物品売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額

(入札保証金の免除)

第12条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。

(1) 競争入札等に参加しようとする者が、保険会社との間に管理者を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

(2) 競争入札等に参加する資格を有する者が入札する場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第13条 削除

(無効の入札等)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(3) 入札書に記名がないとき。

- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。
- (9) 局から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

2 せり売りの場合においては、前項第5号、第6号、第8号及び第11号の規定を準用する。

第15条及び第16条 削除

(落札の通知)

第17条 落札を決定したときは、口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知し、直ちに契約書その他契約の締結に必要な書類を交付しなければならない。

(入札保証金の返還)

第18条 入札保証金は、落札者を決定したとき又は競争入札等の執行を取り消したときに、これを返還する。ただし、落札者の入札保証金は、次条の手続を履行した後に返還するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金に充当させることができる。

(契約締結の手続)

第19条 落札者は、落札決定の日から10日（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日の日数は、算入しない。）以内に記名押印のある契約書（契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法第234条第5項の措置を講じたものに限る。）を含む。）その他の必要な書類を提出し、かつ第20条第1項に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、管理者においてやむを得ない事情があると認めるときは、この期限を

延長することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書を省略し請書を提出させることができる。

- (1) 契約金額が100万円以下の契約をするとき。
- (2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき。
- (3) せり売りに付したとき。
- (4) 有価証券を売買するとき。
- (5) 国又は他の地方公共団体その他公共団体と契約をするとき。
- (6) その他契約書を省略しても支障がないと認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、特に管理者が認めるときは、請書を省略させることができる。

4 第1項本文に規定する期間は、随意契約にあつてはこの限りでない。

(契約書の記載事項)

第19条の2 第19条の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 契約金の支払又は納付の方法
- (4) 履行期限又は期間
- (5) 契約保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

(変更契約書又は請書の提出)

第19条の3 契約内容を変更しようとする場合は、速やかに変更契約書又は請書を提出させなければならない。ただし、特に管理者が認めるときは、これを省略させることができる。

(契約保証金の納付)

第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第21条の14の規定により管理規程で定める契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあ

っては、予定価格の100分の5以上)の額とする。

2 前項の契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができることとし、その担保の価値は当該各号に掲げる担保に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 第11条の2各号に掲げるもの 同条各号に掲げる担保に応じ同条各号に定める額

(2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証 その保証する額

(3) その他銀行又は管理者が確実と認める金融機関の保証 その保証する額

3 管理者は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは確実と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。ただし、前項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証事業会社が定め、管理者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

4 前項の保証契約を締結する場合においては、前条の規定により、契約書を省略し、請書を省略させることができる。

(契約保証金の免除)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 契約金額が1,000万円未満の契約をするとき。

(2) 契約締結後30日以内に履行し得る契約をするとき。

(3) 物件の売却において、落札者が代金を即納してその物件を引き取るとき。

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。ただし、契約の相手方は、当該証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保険会社が定め、管理者が

認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該証書を提出したものとみなす。

(5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(6) 落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

第21条の2 削除

（随意契約）

第21条の3 令第21条の13第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
(1) 工事又は製造の請負	250万円
(2) 財産の買入れ	160万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

2 管理者は、令第21条の13第1項第3号及び第4号に規定する契約（同項第1号に規定する契約を除く。）を締結したときは、次に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

(1) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量

(2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(3) 契約を締結した日

(4) 契約の相手方の氏名又は名称及び住所

(5) 契約金額

(6) 契約の相手方とした理由

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項

3 管理者は、前項第5号に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更をした日

及び当該変更後の前項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる事項を遅滞なく公表するものとする。

4 前2項の規定による公表は、事務所における備付けその他の適切な方法により行うものとする。

5 随意契約によろうとする場合は、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

第2節 特定調達契約

（特定調達契約）

第21条の4 この節の規定は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下単に「特定調達契約」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第21条の5 この節における用語の意義は、特例政令の例による。

（一般競争入札に係る認定の特例等）

第21条の6 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定に限り、第5条の規定の適用については、同条第1項中「管理者が定めるところにより」とあるのは、「随時に」とする。

2 管理者は、前項において読み替えて適用する第5条第1項の認定をしたとき又は同条第3項の承継を認めたときは、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

3 管理者は、特例政令第4条の規定による公示をするときは、次に掲げる事項を併せて公示するものとする。

（1） 調達をする物品等又は特定役務の種類

（2） 第1項において読み替えて適用する第5条第1項の認定を受ける方法

（3） 一般競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該有効期間満了後の更新手続

（4） 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する文書を入手するための手段

4 管理者は、第1項において読み替えて適用する第5条第1項の認定に係る審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者の資格がないと認めた者から請求があるときは、当該資格がないと認めた理由を書面により通知しなければならない。

(一般競争入札に係る公告の特例)

第21条の7 特定調達契約に係る一般競争入札の公告に限り、第6条の規定の適用については、同条中「10日（急施を要する場合は、5日）」とあるのは、「40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札による場合であって、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を定めたときは24日、急施を要する場合は10日）」とする。

2 前項において読み替える第6条の規定により公告をするときは、当該公告に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手續において使用する言語の種類並びに英語による調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量、入札期日並びに当該部局の名称を併せて公告するものとする。

(指名競争入札への準用)

第21条の8 第21条の6の規定は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合について準用する。

2 前項の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格が一般競争入札に参加する者に必要な資格と同一であることにより指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定及び認定の承継並びに当該資格を有する者の名簿の作成の必要がないと認めるときは、管理者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定及び認定の承継並びに当該資格を有する者の名簿の作成をもって指名競争入札に参加する者に必要な資格を有するか否かに関する認定及び認定の承継並びに当該資格を有する者の名簿の作成に代えるものとする。

(指名競争入札に係る公示の特例)

第21条の9 管理者は、指名競争入札により特定調達契約を締結しようとするときは、入札期日前40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指

名競争入札による場合は24日、急施を要する場合は10日)までに、次に掲げる事項及び特例政令第6条各号に掲げる事項を公示する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 入札に必要な書類を示す場所
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 第21条の6第3項及び第21条の7第2項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

3 管理者は、第1項の公示をするときは、当該指名競争入札において指名されるために必要な要件を併せて公示するものとする。

(指名競争入札の参加者への通知の特例)

第21条の10 特定調達契約に係る指名競争入札の通知に限り、第7条の規定の適用については、同条中「なるべく入札期日前7日までに」とあるのは、「第21条の9第1項の規定による公示をした日において」とする。

(競争入札の公告等後に入札に参加しようとする者の取扱い)

第21条の11 第21条の7第1項において読み替える第6条の規定による公告又は第21条の9第1項の規定による公示後において、当該公告又は公示に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から第21条の6第1項において読み替える第5条第1項又は第21条の8第1項において準用する第21条の6第1項において読み替える第5条第1項の申請書の提出を受けたときは、管理者は、遅滞なく、当該申請に係る認定を行うものとする。

2 前項の申請書の提出を受けた場合において、開札の日時までに認定を行うことができないおそれがあるときは、管理者は、あらかじめ、その旨を当該申請者に対し、通知するものとする。

3 管理者は、第1項の規定により申請書の提出を行った者からその申請に係る認定前に入札書が提出された場合においては、開札時に一般競争入札にあって

は第3条及び第4条第1項に規定する資格を有していることを、指名競争入札にあっては前条において読み替える第7条の規定により指名の通知を受けていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(入札説明書の記載事項)

第21条の12 特例政令第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 特例政令第6条又は第7条の規定により公告又は公示をするものとされている事項（特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。）
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細に関する事項
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項

(落札者の決定に関する通知)

第21条の13 管理者は、特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求者に、書面により通知するものとする。

(落札者等の公告)

第21条の14 管理者は、特定調達契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公告する。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日

- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合にあっては、第21条の7第1項において読み替える第6条の規定による公告又は第21条の9第1項の規定による公示を行った日
- (8) 随意契約による場合にあっては、その理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める事項
(記録の作成及び保管)

第21条の15 管理者は、特定調達契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、当該契約の内容その他必要な事項を記載した記録を作成し、及び保管するものとする。

(契約保証金の特例)

第21条の16 特定調達契約に係る契約保証金に限り、第20条第1項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の5」とする。

第3章 契約の履行

第1節 通則

(権利譲渡等の禁止)

第22条 契約の相手方は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ管理者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、契約の全部又は大部分を他人に履行させてはならない。

(権利義務の承継)

第22条の2 第5条第3項の規定に該当する場合は、その承継人は、速やかにその旨を届け出て、管理者の承認を得なければならない。

(目的物の使用)

第23条 管理者が必要と認めるときは、契約の目的物の検査合格前であっても、契約の相手方の同意を得て、契約の目的物の全部又は一部を使用することができるものとする。

（目的物の引渡しの時期）

第24条 契約の目的物は、完成検査又は納入検査合格後引渡しを受けなければならない。

2 不動産の購入の場合は、登記の完了をもって引渡しがあったとみなす。

（履行期限の延長等）

第25条 契約の相手方は、天候の不良その他その責めに帰することができない事由により期限内に履行が完了する見込みがない場合は、履行期限の延長を求めることができる。

2 契約締結後において、経済情勢の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態の発生により契約金額が著しく不適當となったときは、その実情に応じて契約の相手方と協議のうえ、契約金額又は契約内容を変更することができる。

（契約保証金の追徴）

第25条の2 管理者は、第25条第1項又は第2項の規定に基づく履行期限の延長又は契約金額の増減により、既納の契約保証金又は第20条第2項の規定により既に提供を受けた担保（以下この条において「既納の契約保証金等」という。）に不足が生じたときは、当該不足に係る契約保証金又は同項の規定による担保を追徴することができる。ただし、管理者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、第25条第2項の規定に基づき契約金額が減額されたときは、既納の契約保証金等の一部を返還することができる。

（延滞違約金）

第26条 契約の相手方がその責に帰すべき事由によって履行期限内に契約を履行しないときは、契約金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として徴収する。

2 延滞日数の計算については、検査その他局の都合によって経過した日数は算入しない。

3 第1項に規定する延滞違約金の総額が10円未満のものについてはこれを免除することができる。

4 管理者は、履行部分を使用し又はその引渡しを受けたときは、その部分に対する契約金額を査定し、第1項の契約金額から控除して違約金を計算する。

(損害の負担)

第27条 契約の目的物について、その引渡し前に生じた損害は、すべて契約の相手方の負担とする。ただし、その損害の発生が天災その他不可抗力による場合及び局の責に帰すべき事由による場合は、その損害の全部又は一部を局の負担とすることができる。

(契約の変更、解除等)

第28条 管理者は、必要があると認めるときは、契約内容の変更、履行の中止又は契約の解除をすることができる。この場合においては、口頭又は文書をもって契約の相手方に通知しなければならない。

2 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、契約の相手方と協議のうえ、契約金額を増減する。

3 管理者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

(1) 契約期限内に契約を履行しないとき又はその見込みがないとき。

(2) 検査に合格しない場合において、その追完の命に従わないとき。

(3) 監督員、検査員又は立会人の職務執行を妨害し、又は妨害しようとしたとき。

(4) 契約上の義務を履行しないとき。

(5) 契約の相手方として必要な資格が欠けたとき。

4 前項第3号の場合は、契約の相手方の代理人又はその他の使用人の行為によるときも、又同様とする。

第28条の2 請負契約において、契約内容を変更する場合は、当初の契約金額の10分の2を超える増減はできない。ただし、特に管理者が理由があると認めるときは、この限りでない。

第28条の3 契約の相手方は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、

契約を解除することができる。

(1) 局の都合による契約変更のため、契約金額が当初の3分の2以上減少することとなるとき。

(2) 契約履行の中止日数が、当初契約期間の3分の1以上となるとき。

(契約金の支払)

第29条 契約金は、その目的物が検査に合格し、かつ、引渡しを受けた後に、契約の相手方の請求に基づいて支払うものとする。

2 契約金の支払は、引渡しの後契約の相手方から請求のあった日から、工事の請負契約にあっては40日、その他の契約にあっては30日以内にしなければならない。

(前金払)

第29条の2 契約金の前金払については、公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月1日規則第52号）の規定を準用する。

(部分払)

第30条 工事又は製造の請負契約のうち、契約金額が100万円以上かつ履行期間が3月以上のものにあっては、相手方の請求を待って、出来高検査に合格した部分について部分払をすることができる。

2 前項の部分払の額は、出来高検査に合格した部分に対する代価の10分の9を超えることができない。ただし、債務負担行為に基づく工事又は製造の請負契約であって国又は県からの補助金（各年度ごとに交付の申請をするものに限る。）の交付の対象となるものにあっては、この限りでない。

3 第29条の2の規定により公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の規定を準用して前金払をした場合にあっては、前項又は次項の代価に前払金の額の契約金額に対する割合を乗じて得た額を第1項又は次項の部分払の額から控除する。

4 工事、製造若しくはその他の請負契約又は物品の売買若しくは賃貸借の契約をした場合において、給付の完了前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又は既納部分の履行が完了したときに当該部分について部分払をすることができる。

（契約を解除した場合の精算）

第31条 契約を解除した場合は、履行部分及び検査合格済材料で管理者が承認したものについて、これに相当する金額を支払う。

2 第28条第3項の規定により契約を解除した場合において、第21条第1項の規定により契約保証金を免除したものにあっては、契約保証金相当額を違約金として、前項の金額から控除するものとする。

（契約保証金の返還または取得）

第32条 契約保証金は、契約金を支払うときに返還する。

2 契約の相手方の責に帰すべき事由により契約を解除した場合は、契約保証金は局の所得とする。

（延滞違約金の徴収）

第33条 第26条の規定により延滞違約金を徴収することができる場合においては、契約金又は契約保証金から控除して徴収することができる。

第2節 工事の請負

（工事内訳明細書の改定）

第34条 請負人から提出された工事内訳明細書の内容を不相当と認めるときは、協議して改定するものとする。

第35条 削除

（請負人の工事施行上の義務）

第36条 請負人又はその代理人は、現場に常駐して工事全体を管理しなければならない。

2 管理者は、請負人が選任した代理人又は主任技術者（監理技術者）及び専門技術者を不相当と認めるときは、その交代を求めることができる。

（工事材料の使用）

第37条 請負人は、工事材料について使用前に監督員の検査を受け、これに合格したものでなければ使用してはならない。

（支給材料及び貸与品）

第38条 請負人は、材料の支給を受けたときは、その保管の責を負わなければならない。

2 請負人は、使用済の貸与品又は支給材料に使用残品を生じたときは、ただちに局に返還しなければならない。

3 請負人は、支給材料及び貸与品の受領後、その責に帰すべき事由によりこれを滅失又は損傷したときは、相当品又は相当金額をもって賠償しなければならない。この場合において請負人がこれを賠償しないときは、管理者は、相当と認める金額を契約金又は契約保証金から控除して徴収する。

第39条 削除

(準用規定)

第40条 この節の規定は、製造その他の請負契約の場合に準用する。

第3節 物件の売却

(売却物件の引渡し等)

第41条 売却物件は、買受人が代金（契約により充当された契約保証金を含む。次項において同じ。）を納付した後でなければ、これを引き渡してはならない。ただし、物件を売却する場合においては、契約で特に定めたときはこの限りでない。

2 売却物件の所有権は、買受人が代金を完納したときに移転するものとする。

3 売却物件が動産である場合においては、局は、買受人が指定期間内に売却物件を引き取らないときの保管の責及び引渡し後のかし担保の責を負わないものとする。

4 契約の全部又は一部を解除したときは、売却物件の売却代金の全部又は一部を返還し、その所有権は局に帰属する。

5 前項の場合を除き、契約保証金は売却物件の引渡し完了後返還する。

(監督に係る事務の委任)

第41条の2 管理者は、監督に関すること（第41条の4の規定による職員以外の者への監督の委託に関するものを除く。）は、主管課長に委任する。

(監督員の任命等)

第41条の3 主管課長は、工事、製造その他の請負契約締結後、すみやかに所属職員のうちから監督員を命じなければならない。ただし、製造その他の請負契約で特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 主管課長は、監督員を命ずる場合又はこれを免ずる場合は、監督員指名簿に記載して行わなければならない。

3 監督員は、契約の適正な履行を確保するため、神戸市水道局請負工事監督規程（平成22年3月神戸市水道管理規程第9号）に定めるところに従い服務しなければならない。

第41条の4 主管課長は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によつて監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に監督を委託することができる。

（監督の依頼）

第41条の5 主管課長は、所属職員により監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認めるときは、他の課長に監督を依頼することができる。

2 前項の依頼を受けた課長については、当該依頼を受けた監督の実施に必要な範囲においては、主管課長であるものとみなしてこの規程その他の法令を適用するものとする。

第4章 監督及び検査

第1節 監督

（内訳明細書等の提出）

第42条 請負人は、管理者の指示するところにより内訳明細書、着手届、完成届、工程表等の書類を提出しなければならない。ただし、請負金額が10万円未満の契約又は15日以内に履行し得る契約については、工程表の提出を省略することができる。

（監督員の立会い）

第43条 請負人又はその代理人は、あらかじめ管理者が必要と認めるものについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、必ず監督員の立会いを受けなければならない。

（1） 使用材料について、調合又は試験若しくは見本検査をするとき。

（2） 水中又は地下その他完成後外部から検査しがたい工作物の作業をするとき。

（3） その他、管理者が指示した作業をするとき。

第2節 検査

（検査の種類）

第44条 工事及び製造の請負の検査は、出来高検査、完成検査及び担保検査並びに随時検査とする。

2 前項に規定する以外の契約についての検査は、管理者の必要と認める検査を行う。ただし、その他請負契約及び物品購入契約については、担保検査を省略することができる。

（検査に係る事務の委任）

第44条の2 管理者の権限に属する検査に関すること（第46条の規定による職員以外の者への検査の委託に関するものを除く。）は、契約要求課長（経営企画課に対し契約要求手続きを行う課長。以下「要求課長」という。）又は主管課長に委任する。

（検査員の指定）

第45条 要求課長又は主管課長は、検査を行うときは、速やかに、所属職員のうちから検査員を指定しなければならない。

2 要求課長又は主管課長は、所属職員により検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認めるときは、他の課長に検査を依頼することができる。

3 検査員は、要求課長又は主管課長が行う検査を補助する。

（工事の請負契約に係る検査員の指定の特例）

第45条の2 前条の規定にかかわらず、工事の請負契約に係る検査（担保検査を除く。）を行う場合において、その契約金額が管理者の定める額以上のものの請負契約であるときは、要求課長は、工事担当課長に協議のうえ、速やかに、検査員候補者名簿に登録された者のうちから検査員を指定しなければならない。

2 前項に規定する場合において、その契約金額が250万円を超え管理者の定める額未満の土木工事の請負契約であるときは、要求課長は、経営企画課専門役又は経営企画課長により選定された者のうちから検査員を指定しなければならない。

（検査の委託）

第46条 管理者は、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由に

より職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に検査を委託することができる。

（検査員の職務）

第47条 検査員は、契約の履行を確認するため、契約書、仕様書、設計書、内訳明細書及び図面その他の関係書類に基づいて、公正かつ的確に検査をしなければならない。

2 検査を行うときは、監督員、立会人及び請負人の立会いを、又は契約の相手方及び立会人の立会いを求めなければならない。この場合において、請負人又は契約の相手方が立ち会わないときは、不在のまま検査をすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、検査のうち工事の請負契約に係るものを行うときは、立会人の立会いを求めることを要しない。

4 検査員は、検査に当たり必要があると認めるときは、検査の目的物の一部を取り除かせることができる。この場合においては、請負人は、自己の負担において原形に復するものとする。

5 検査員は、検査に当たり試験、据付、試用、開さくその他の処置を必要とするときは、その成績又は結果をまっぴ合否の決定を行うものとする。この場合においては、試験その他の費用は契約の相手方の負担とする。

第48条 検査員は、検査の結果合格と認めたときは、速やかに、検査合格報告書を要求課長又は主管課長に送付しなければならない。

2 検査員は、検査の結果合格と認めないときは、手直し又は補強その他必要な措置を指示しなければならない。この場合においては、管理者が特に承認した場合のほか、完成期限又は納入期限は延長しないものとする。

（立会人）

第49条 要求課長若しくは主管課長又は工事担当課長は、所属職員を立会人として検査に立ち会わせるものとする。

2 立会人は、検査の公正な執行の確保に努めなければならない。

3 前2項の規定は、検査のうち工事及び工事に関する調査等の請負契約に係るものについては、適用しない。

（仮受領）

第50条 契約の相手方から物品が納入された場合において、検査員が直ちに検査できないときは、主管課長は、当該物品を仮に受領したうえ保管し、その旨を検査員に通知しなければならない。

第5章 補則

(公告の方法)

第51条 地方自治法施行令（第2編第5章第6節の規定に限る。）、特例政令及びこの管理規程の規定による公示又は公告は、インターネットを利用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により公示又は公告をしたときは、その公示又は公告を市事務所の掲示場に掲示したものとみなす。

附 則

この管理規程は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年9月2日水規程第9号）

この管理規程は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

付 則（昭和41年12月27日水規程第21号）

(施行期日)

1 この管理規程は、昭和42年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 この管理規程施行の際、現に存する従前の帳票類は、当分の間、なお使用することができる。

付 則（昭和44年4月1日水規程第1号）

(施行期日)

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この管理規程の施行前に、従前の規定により行なった手続その他の行為は、改正後の規定によるものとする。

3 この管理規程の施行前に、従前の規定により締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（昭和45年3月31日水規程第20号）

この管理規程は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則（昭和45年7月22日水規程第7号）

この管理規程は、公布の日から施行し、昭和45年6月1日から適用する。

付 則（昭和47年4月18日水規程第5号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

付 則（昭和48年9月18日水規程第7号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この管理規程の施行前に、従前の規定により締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（昭和49年3月30日水規程第16号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、昭和49年4月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この管理規程の施行前に従前の規定により行なつた手続その他の行為は、改正後の規定によるものとみなす。
- 3 この管理規程の施行前に従前の規定により締結された契約については、なお従前の例による。

付 則（昭和50年4月22日水規程第4号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月1日水規程第9号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過規定）

- 2 この管理規程の施行前に、改正前の神戸市水道局契約規程第5条第2項の規定により、指名競争入札参加資格（工事の請負契約に係るものを除く。）の認定を受けている者に係る認定の効力は、昭和54年3月31日までとする。

附 則（昭和54年9月21日水規程第3号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年2月1日水規程第8号）

この管理規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月2日水規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年11月1日水規程第5号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日水規程第1号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日水規程第9号）

この管理規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日水規程第1号）抄

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年12月28日水規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2章中第3条の前に節名を付する改正規定及び同章中第21条の3の次に1節を加える改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

附 則（平成8年4月22日水規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月16日水規程第5号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月9日水規程第6号）

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第1項第2号の規定は、平成10年4月1日以後に締結する契約に係る入札の参加者の資格について適用し、同日前に締結した契約に係る入札の参加者の資格については、なお従前の例による。

附 則（平成10年10月1日水規程第2号）

この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条中神戸市水道局契約規程第30条第2項の改正規定（債務負担行為に基づく工事若しくは製造その他についての請負に係るものであって国若しくは県からの補助金（各年度ごとに交付の申請をするものに限る。）の交付の対象となるものに限る。）は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年2月4日水規程第4号）抄

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月1日水規程第2号）

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第30条の規定は、平成11年7月1日以後に行う公告又は公示に係る工事、製造若しくはその他の請負契約又は物品の売買若しくは賃貸借の契約（以下「工事等の契約」という。）について適用し、同日前に行った公告又は公示に係る工事等の契約については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日水規程第8号）

この管理規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日水規程第7号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月7日水規程第9号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日水規程第10号）

この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月1日水規程第3号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月28日水規程第11号）

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日水規程第13号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年 6 月29日水規程第 4 号）

この規程は、平成19年 7 月 1 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の神戸市水道局契約規程第45条の 2 第 2 項の規定は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 7 月31日水規程第 6 号）抄

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 9 月 1 日水規程第13号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年 3 月31日水規程第 8 号）

この管理規程は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日水規程第26号）

（施行期日）

この管理規程は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 9 月28日水規程第32号）

この管理規程は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日水規程第 5 号）

この管理規程は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月 7 日水規程第11号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程（以下「改正後の管理規程」という。）第21条の 6 第 3 項（第21条の 9 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後において行われる一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格に関する公示について適用し、施行日前において行われた一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格に関する公示については、なお従前の例による。
- 3 改正後の管理規程第21条の 7 及び第21条の12の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引（一連の調達契約にあっては、その最初の契約の申込みの誘引。以下同じ。）が開始される契約について適用し、施行日前に公告

その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月 1 日水規程第12号）

この管理規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月31日水規程第20号）

この管理規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日水規程第11号）

この管理規程は、平成30年 4 月 1 日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程の規定は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成31年 3 月29日水規程第18号）

この管理規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 6 日水規程第 2 号）

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程及び神戸市水道局契約事務取扱規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 1 月13日水規程第23号）

（施行期日）

1 この管理規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程（以下「新規程」という。）

第19条第 2 項第 1 号の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、施行日前に締結する契約については、なお従前の例による。

3 新規程第25条の 2 第 1 項の規定は、施行日以後に新規程第20条第 2 項の規定により担保の提供を受けた場合について適用し、施行日前にこの規程による改正前の神戸市水道局契約規程（以下「旧規程」という。）第20条第 2 項において準用する第11条の 2 の規定により担保の提供を受けた場合又は旧規程第20条第 3 項の規定により保証の提供を受けた場合については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月30日水規程第27号）

この管理規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和４年12月１日水規程第18号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程第20条第３項及び第21条第４号の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が開始される契約について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において当該保証を証する書面が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月31日水規程第33号）

この管理規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月29日水規程第11号）

この管理規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月18日水規程第13号）

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水道局契約規程の規定は、令和６年４月１日から適用する。